

令和7年度「なは障がい者プラン」策定業務委託(プロポーザル方式)募集要項

1 業務名称 「なは障がい者プラン」策定業務委託

2 募集の趣旨

本市における障がい者の状況を踏まえた福祉施策を定めるため、障害者基本法第11条第3項の規定に基づく「那覇市障がい者基本計画」並びに障害者総合支援法第88条第1項の規定に基づく「那覇市障がい福祉計画」及び児童福祉法第33条の20に基づく「那覇市障がい児福祉計画」を併せ持つ「なは障がい者プラン」を策定します。

「なは障がい者プラン」は、国及び県の「障害者基本計画」を基本とするとともに、那覇市総合計画及び那覇市地域福祉計画等、本市が策定してきた計画との整合性を保つものとしします。

3 契約上限額：本業務の委託費は下記の範囲内で見積もること。

委託料 令和7年度 6,673,000 円以内(消費税及び地方消費税含む。)

令和8年度 5,332,000 円以内(消費税及び地方消費税含む。)

4 委託期間：契約締結の日から令和9年3月31日までとする。

5 委託業務内容：「なは障がい者プラン」策定業務委託仕様書のとおり

6 公募の参加資格：次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 沖縄県内に本社若しくは支店又は営業所を有する者であること。
- (2) 市町村税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
- (4) 公募型プロポーザルの公募開始日から契約締結日までの期間において、市長から指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 経営の安定性
 - ①会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立て又は、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てをしていない者であること。
 - ②公募開始日から契約締結日までの間に不渡り等を生じていない者であること。
- (6) 那覇市暴力団排除条例(平成24年那覇市条例第1号)第2条第1号の暴力団又は同条第2号の暴力団員に該当しておらず、又はこれらと関係していないこと。
- (7) その他公平な競争の妨げになる行為、事実等がないこと。
- (8) 複数の協力連携事業者での応募も可とする。ただし、協力連携事業者は上記

(1) から(6)までの要件を全て満たすものとし、連絡窓口、事業所間の調整を行う代表事業所を1社置くこと。

7 委託業者選定までの日程

募集要項配布期間	6月5日(木)から6月30日(月)まで
質問の受付	6月5日(木)から6月19日(木)まで
質問の回答	6月24日(火)
参加表明書提出期限	6月30日(月)
参加資格要件確認結果通知	7月4日(金)
企画提案書提出期限	7月18日(金)
プレゼンテーション及び審査	8月8日(金)
審査結果の通知	8月12日(火)から8月15日(金)まで
委託契約締結予定	9月中

(1) 募集要項等に関する質問

受付期間：6月5日(木)～6月19日(木)

募集要項等に関する質問については、別紙質問書(第1号様式)にてメール(H-HUKU003@city.naha.lg.jp)にてお願いします。

回答内容は、6月24日(火)までに那覇市ホームページ上に報告いたします。
電話や口頭によるご質問については、回答できない場合がありますので了承ください。

(2) 参加表明書等の提出

参加希望者は、次表に掲げる資料を提出すること。期限までに参加表明書の提出がない者からのプレゼンテーション参加は受け付けない。

提出期限：6月30日(月) 午後5時15分(土曜・日曜及び祝日を除く。)

提出先：那覇市役所 3階 障がい福祉課

※午前8時30分から午後5時15分まで(正午から午後1時までの間を除く。)

提出方法：持参または郵送(電子メール、FAXによるものは受け付けない。)

	資料名
ア	プロポーザル参加表明書(第2号様式)
イ	法人の概要及び履行実績(第3号様式)
ウ	誓約書(第4号様式)
エ	印鑑登録証明書
オ	登記事項証明書又は登記簿謄本
カ	市町村税納税証明書(滞納のない証明書)
キ	国税納税証明書(法人税、消費税の滞納のない証明書)

(3) 参加資格確認結果通知

本市は、受理したプロポーザル参加表明書等により、参加表明者が資格要件を満たしているかについて確認し、その結果について、令和7年7月4日(金)までに、参加希望者に通知するものとする。

(4) 企画提案書等の提出

ア	企画提案書（第7号様式）	正本1部・副本6部（合計7部）
イ	見積書（各年度毎・任意様式） ※消費税込みで記載	正本1部・副本6部（合計7部）

提出期限：7月18日（金） 午後5時15分（土曜・日曜及び祝日を除く。）

提出場所：那覇市役所 3階 障がい福祉課

※午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの間を除く。）

提出方法：持参または郵送（電子メール、FAXによるものは受け付けない。）

(5) プレゼンテーション

日時：8月8日（金） 午後1時15分～ 開催予定

場所：那覇市泉崎1-1-1 那覇市役所 401AB 会議室

- ① プレゼンテーションは1応募者につき20分以内、質疑応答20分以内の合計40分以内とします。
- ② プレゼンテーション審査への参加者は1応募者につき3名までとします。
- ③ プロジェクター、スクリーンのみ那覇市で準備する（プロジェクター接続はHDMI端子のみ）。
- ④ 当日は申請時に提出した書類をもとに、プレゼンテーションを実施すること。
先に提出した企画提案書等の差し替えは認めません。
※正式な日程は、後日参加事業者へ直接通知いたします。

8 審査方法

- (1) 企画提案書等提出された書類とプレゼンテーションをもとに、「なは障がい者プラン」策定業務委託事業者審査委員会において審査を行い、優先交渉権者を決定します。
- (2) 企画提案書の審査の着眼点は次のとおりです。
 - ① 本市の現状把握及びその分析の手法
 - ② 市民アンケートに係る基礎調査の手法
 - ③ 国や沖縄県の障害福祉施策の動向の把握、調査、分析の手法
 - ④ 計画に関する提案について
 - ⑤ 審議会等における事務局のサポート業務について
 - ⑥ 人員体制及び計画のスケジュール・進捗管理

9 結果の公表その他

- (1) 選定結果については、応募者への郵送での通知及び那覇市ホームページに掲載します。
- (2) 提出された提案書については返却しません。
- (3) 本提案に係る費用は提案者の負担とします。

10 問合せ先

那覇市福祉部障がい福祉課(那覇市泉崎 1-1-1 那覇市役所 3 階)

担 当：城間、與那覇

電 話：862-3275 FAX：862-0621

E-mail:H-HUKU003@city.naha.lg.jp